## よくある質問

- ・申告する場合は、年末調整を受けた給与所得も申告が必要です。
- ・医療費控除の明細書を作成していないと受付できません。領収書は各自で5年間保管してください。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方でも、申告する場合は、すべての寄附金を申告してください。

# 上場株式等の申告について

令和6年度(令和5年分)から所得税と住民税の課税方式が統一されます。所得税と住民税で異なる 課税方式(総合課税、申告分離課税)は選択できません。上場株式等の配当や収益の分配などの申告の際 は、ご注意ください。

# 税理士による 無料税務相談所

とき 2月14日駅~3月1日園(田田線を除く) 午前9時30分~正午、午後1時~4時



対象 次のいずれかに該当する方

- ・相談内容が簡易な給与所得者、年金受給者
- ・事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得があり、令和4年分の所得金額が300 万円以下(消費税の課税事業者である場合には、令和3年分の課税売上高が3,000 万円以下)
- ※譲渡所得、山林所得、住宅借入金特別控除(1年目)、暗号資産、為替差益、国外 扶養の追加、贈与税、消費税、相続税の申告相談は、豊橋税務署へ

申し込み 希望日前日(田回劔を除く)午後5時までにQRコードまたは電話で税務課へ。 ※電話での予約は大変混雑します。なるべくインターネットをご利用ください。

## 確定申告

### e-Taxまたは郵送

スマホやパソコンから国税庁ホームページで確 定申告書を作成し、e-Tax または郵送で豊橋税務 署(〒 440-8504 豊橋市大国町 111) へ。

| 問合先 | e-Tax ヘルプデスク(**()** 0570-01-5901)





国税庁 ホームページ

### 税務署

予約がないと 受付できません

要整理券

と き 2月16日金~3月15日金 (田旧紀を除く、2月25日日は開場)

豊橋税務署 ところ

- ・国税庁 LINE 公式アカウントでの事前発行
- ・豊橋税務署での当日配布

問合先 豊橋税務署

( 0532-52-6201)



国税庁 LINE 公式アカウント